

新型コロナ等への予防効果等を標ぼうする不当表示等への対応

1 景品表示法及び健康増進法に基づくインターネット広告の緊急監視

- ・ R2年3月10日 30事業者46商品
- ・ R2年3月27日 34事業者41商品
- ・ R2年6月5日 35事業者38商品
- ・ R3年2月19日 45事業者42商品
- ・ R3年6月25日 43事業者49商品
- ・ R4年2月18日 39事業者33商品

健康食品、マイナスイオン発生器、除菌スプレー等
合計**226事業者249商品**に対し改善要請

※既に全ての商品の表示の改善を確認。その後も継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を実施。

【緊急監視において改善要請を行った主な商品】

- いわゆる健康食品(ビタミンA、ビタミンC、ビタミンD、亜鉛、オリーブ葉エキス、タンポポ茶、マカハニー、納豆、みかん、ウコン、あおさ、水素水、乳酸菌、黒ニンニク、海藻フコダイン、コーヒーポリフェノール、茶ポリフェノール、茶カテキン、5-ALA、柿渋、チャージ等)
- マイナスイオン発生器、イオン空気清浄機
- 空間除菌剤(首下げ型、据置型)、除菌・抗菌スプレー(アミノ酸、光触媒等)、アロマオイル

2 景品表示法の観点からの再発防止等の指導

- ・ **マスクのおとり広告**を行っていた**2事業者**(R2年3月27日)
- ・ **携帯型(首下げタイプ)の空間除菌用品**を販売していた**5事業者**(R2年5月15日)
- ・ **抗体検査キット**を販売していた**9事業者**(R2年12月25日、R3年3月26日)、**研究用抗原検査キット**を販売していた**2事業者**(R3年3月26日)

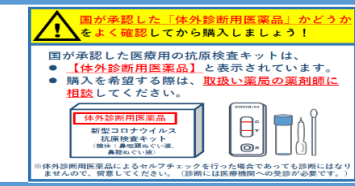
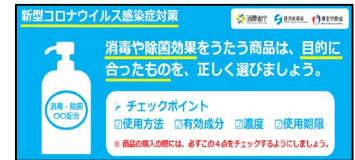
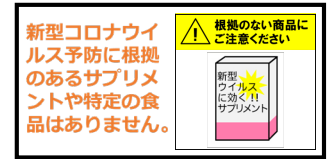
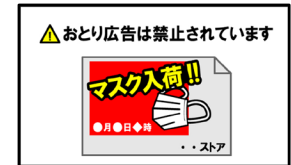
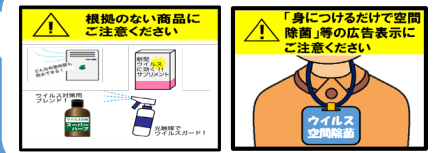
3 景品表示法違反として措置命令

- ・ 表示よりアルコール濃度が大幅に低い**手指用洗浄ジェル**を販売していた**1事業者**(R2年5月19日)、**アルコールスプレー**を販売していた**1事業者**(R2年12月9日)
- ・ 表示より有効塩素濃度が大幅に低い又は除菌効果を標ぼうする**次亜塩素酸水**を販売していた**9事業者**(R2年12月9日、R3年3月10日、同11日)
- ・ **携帯型の空間除菌用品・空気清浄用品、車内・室内用の空間除菌用品、マイナスイオン発生機、オゾン除菌消臭器**を販売していた**15事業者**(R2年8月28日、同12月22日、R3年1月15日、同3月18日、同31日、同6月11日、同15日、同17日、同7月28日、同12月16日、R4年1月20日、同2月2日、同3日、同4月15日)
- ・ 亜塩素酸による空間除菌等を標ぼうする**除菌スプレー**を販売していた**5事業者**(R3年3月4日、同4月9日)
- ・ 新型コロナ等への効果を標ぼうする**健康食品**を販売していた**1事業者**(R3年3月9日)

4 その他注意喚起等

- ・ 厚労省・経産省と合同で、**新型コロナウイルス消毒・除菌方法**を取りまとめ公表(R2年6月26日)
- ・ **消毒・除菌商品の購入や使用上の注意点**を取りまとめ公表(R2年7月1日)
- ・ 厚労省と合同で、**抗原検査キットの購入における注意点**を公表(R3年10月13日)

SNS等を通じた消費者への注意喚起
(Twitter, Facebook等)



アフィリエイト広告論点整理と提言（概要）

1：アフィリエイト広告に対する景品表示法の適用に係る基本的な考え方等

事業者が景品表示法の表示規制の対象となるためには、

- ①当該事業者が、問題となる商品・役務を「供給」しているといえること（「**供給主体性**」が認められること）、
- ②当該事業者が不当表示を行ったといえること（「**表示主体性**」が認められること）、

が必要。

①「供給主体性」について

「供給主体性」は、商品等の提供・流通の実態をみて実質的に判断される要件。例えば、フランチャイズの本部が行う表示等に関し、本部自体は消費者との間で当該商品等の**売買契約の当事者ではない場合でも、この要件を満たすと判断された処分事例**がある。

②「表示主体性」について

「表示主体性」は、表示内容の決定に関与した事業者に認められるが、自らもしくは他の者と共同して積極的に当該表示の内容を決定した場合のみならず、他の者の表示内容に関する説明に基づきその内容を定めた場合や、他の者にその決定を委ねた場合も含まれる。

Point!!

アフィリエイト広告は「表示内容の決定に関与した事業者」とされる**広告主が責任を負うべき主体**。
アフィリエイト広告は**景品表示法上は広告主の責任とされるもの**であることを広く周知徹底。

2：悪質な事業者への対応

Point!!

広告主だけでなく、広告主と共同して通信販売を行うASP、アフィリエイトター、さらには出資会社、広告代理店、広告制作会社、コンサルタント会社等についても景品表示法上を適用することに加え、実質的な指示役を担っていた個人に対しては、業務禁止命令も視野に入れた特定商取引法の適用を行うべき。

3：不当表示の未然防止策（景品表示法第26条に基づく事業者が講ずべき表示の管理上の措置）

- 事業者は景品表示法26条第1項に基づき不当表示を未然防止する適切な措置を実施する必要。
- 適切な措置の実施においては、下記事例を参考に事業者が判断。
- 消費者庁においては、事業者の理解を助けるためにも関係するガイドラインを改正。

Point!!

①アフィリエイト広告の表示の管理

（表示内容の確認、事後的な表示確認に必要となる措置の実施、管理担当者の設置・研修の実施）

②不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

（相談窓口の設置、問題表示の是正及び削除、契約解除）

③アフィリエイト広告における「広告」である旨の表示

4：関係事業者等が主導する協議会の設置

アフィリエイト広告の健全化に向けて、例えば、ベストプラクティスの共有、自主ルール・契約ひな型の策定等（将来的な公正競争規約も視野）を行う関係事業者等による協議会の設置。

最近の 景表法違反事例について (参考資料)

消費者庁表示対策課

最近の違反事例の動向

	消費者庁		都道府県
	措置命令	課徴金納付命令	措置命令
平成29年度	50	19	8
平成30年度	46	20	9
平成31年度 令和元年度	40	17	15
令和2年度	33	15	8
令和3年度	41	15	4
令和4年度 (5月2日時点)	4	0	0

※ 件数は発出時点

※ 都道府県の措置命令の件数は、都道府県から権限移譲された市町村による措置命令を含みます。

最近の違反事例 (ヘルスケア分野)

—優良誤認表示—

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 1

ふるさと和漢堂株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令

〈措置命令：令和元年6月28日／課徴金納付命令：令和2年3月6日公表〉

自社ウェブサイトにおいて、「ドクター・フトレマックス」と称する食品について、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。



「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」
①、「太る専用プロテイン！」②等と表示

⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。



○本件商品の摂取前及び摂取後の比較写真や体験談の表示において、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「※体重には個人差があります。効果を保証するものではありません。」等と記載していたが、当該表示は、一般消費者が前記の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

➡ 課徴金納付命令を実施（1305万円）

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 2

イマジン・グローバル・ケア株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令



病気を予防したいあなたへ。



※本件表示は「ブロッコリコ」という成分についての表示であり、「ブロッコリコ」という商品についての記載は直接行われていない。

〈措置命令：令和元年11月1日／
課徴金納付命令：令和3年9月15日公表〉

自社ウェブサイトを通じて「ブロッコリコ」と称する成分に係る資料を請求した一般消費者に対して、冊子及びチラシを送付するとともに、本件商品の注文はがき付きチラシ及び「ブロッコリコ」と称する食品の無料サンプルを送付していたところ、自社ウェブサイト、冊子及びチラシにおいて、例えば「免疫力を高めるブロッコリコ」及び「病気を予防したいあなたへ」等と表示することなどにより、
あたかも、本件商品を摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

チラシに掲載された体験談において、「※個人の感想であり体感には個人差があります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

➡ 課徴金納付命令を実施（合計1億7889万円）

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 3

株式会社エムアンドエムに対する措置命令及び課徴金納付命令

〈措置命令：令和2年3月6日公表／課徴金納付命令：令和3年11月18日公表〉

例えば、「ボディアップ※ ◎ HMB & BCAA 高配合」、「スッキリ成分 ◎ インディアンデーツ 高配合」、「ボディメイク※ & スッキリの両立」、「手軽！ 1日目安 4粒」、「適度な運動と食事調整の結果をより効率よく高める」等と表示

表示例

	B社 HMBサプリ	C社 プロテイン
ボディアップ	◎ HMB&BCAA 高配合	○ タンパク質配合
スッキリ成分	◎ インディアンデーツ 高配合	× 特になし
形状・剤型 (飲みやすさ)	◎ 2層式粒で 飲みやすい	△ 大きめ粒で 飲みにくい



適度な運動と食事調整の
結果をより効率よく高める

自社ウェブサイトにおいて、「ファイラマッスルサプリHMB」と称する食品について、あたかも、健康的な食事や運動と共に、本件商品を毎日4粒を目安に摂取し続ければ、本件商品に含まれる成分の作用により、効率よく筋肉増強効果及び痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

「※適度な食事と運動後の一例の個人の感想で結果には個人差がございます。」、「筋トレ後の栄養補給」、「画像はイメージです」等と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

➡ 課徴金納付命令を実施（6627万円）

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 4

株式会社ゼネラルリンクに対する措置命令及び課徴金納付命令

〈措置命令：令和2年3月10日／課徴金納付命令：令和2年12月23日公表〉

「nenne」と称する自社ウェブサイトにおいて、「自然環境の厳しい南米ペルー産のマカを厳選し独自製法のエキスパウダーとして抽出。大学教授をはじめとする共同研究チームによる機能性試験において、授かり率が190%高まること示されました。」(①)等と表示
 「妊活ガイド」等と称する実際には自社が運営しその表示内容を自ら決定しているにもかかわらず第三者が運営するものであるかのように装ったウェブサイトにおいて、「妊娠率190%UPも!?今話題の妊活サプリ総合ランキング!」(②)、「マカミア(ネンネ)」(③)、「授かり率が190%UPする妊活サプリ」(④)等と表示

あたかも、本件商品を摂取することにより、著しく妊娠しやすくなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。

表示例：「nenne」と称する自社ウェブサイト

表示例：実際には自社が運営しその表示内容を自ら決定しているにもかかわらず第三者が運営するものであるかのように装った「妊活ガイド」と称するウェブサイト



妊活トータルサポートサプリ
マカミア

容量：17.1g (50粒)

マカミアは、南米ペルーの山間部を産する、種々の栄養成分が豊富に含まれるマカから抽出したマカエキスパウダーです。

日本産の妊活トータルサポートサプリの授かり率を向上させるマカエキスパウダーが配合。大学教授をはじめとする共同研究チームによる機能性試験において、授かり率の向上が示されました。

授かり率を向上させるマカエキスパウダーが配合。授かり率を向上させるマカエキスパウダーが配合。授かり率を向上させるマカエキスパウダーが配合。授かり率を向上させるマカエキスパウダーが配合。

価格：¥8,640 (税別)

数量：1

①



妊活率を上げる「妊活サプリの選び方」ポイントTOP



⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

課徴金納付命令を実施 (193万円)

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 5

株式会社TOLUTOに対する措置命令及び課徴金納付命令

〈措置命令：令和2年3月19日／課徴金納付命令：令和2年10月23日公表〉



自社ウェブサイトにおいて、「スリムボディ」、「ケトジェンヌでボディメイクに燃える!」と題し、ウエストがくびれた人物の写真と共に、「ケトン体質に切り替える」等と表示することなどにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用による体質改善により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。



自社ウェブサイトにおいて、「※個人の感想であり、効果効能を示すものではありません。※イメージです」、「商品の効果、効能を保証するものではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が本件の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

➡ 課徴金納付命令を実施 (2961万円)

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 6 (参考)

株式会社T. Sコーポレーションに対する措置命令及び課徴金納付命令

〈措置命令：令和3年3月3日／課徴金納付命令：令和3年9月22日公表〉

表示例

- ① 『有名大学がマウス実験で実証』
医療関係者も勧める「90%がフサフサになった育毛剤」がヤバイ！



悩んでいたのがウソのように、**たった2ヶ月で髪がフサフサ** になったんです！！

T. Sコーポレーションは、アフィリエイトサイトにおいて、あたかも、本件商品を使用するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、短期間で、外見上視認できるまでに薄毛の状態が改善されるほどの発毛効果が得られるかのように示す表示をしていた

※T. Sコーポレーションは、「アフィリエイトプログラム」と称する広告手法を用いているところ、「アフィリエイトサービスプロバイダー」と称する事業者（ASP）を通じて、本件商品に係るアフィリエイトサイトの表示内容を自ら決定している

『『有名大学がマウス実験で実証』 医療関係者も勧める『90%がフサフサになった育毛剤』がヤバイ！』、毛髪が薄い頭頂部の画像及び毛髪が濃い頭頂部の画像を矢印で結んだ画像と共に、「悩んでいたのがウソのように、たった2ヶ月で髪がフサフサになったんです！！」（①）、「マジョラムエキスが頭皮に浸透すると、毛包にあるバルジ領域内に17型コラーゲンが生成される」（②）等と表示

②

The advertisement features a product box for BUBKA ZERO with the text "発毛促進" (Hair Growth Promotion) and "17型コラーゲンをサポート マジョラムエキス" (Supports 17-type collagen with Majoarum extract). It includes a list of ingredients and a small image of the product bottle.

- step 1 マジョラムエキスが頭皮に浸透すると、毛包にあるバルジ領域内に17型コラーゲンが生成される
- step 2 17型コラーゲンが発毛活性シグナルを毛乳頭に送る
- step 3 毛乳頭が黒く太い元気な髪を生やす

⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

今すぐ毛髪再生を体感！
BUBKA公式はこちら

「※イメージです」、「※個人の感想です。」等と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

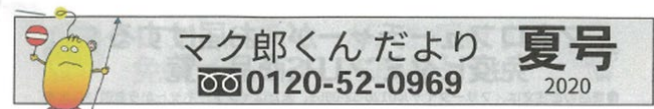
➡ 課徴金納付命令を実施（1747万円）

〈優良誤認表示〉最近の違反事例7

マクロフューチャー株式会社に対する措置命令

〈令和3年3月9日公表〉

表示例：自社商品同梱チラシ



『免疫』と『防疫』で、感染症対策！

新型コロナウイルス(Covid-19)による感染症(SARS-CoV-2)は、免疫力が低い高齢者や基礎疾患の持病持っている方の重症化率(容態の急変)や致死率が高いことが分かっています。免疫力が高い健康者は無症状や軽症のまま自然治癒している方もいらっしゃいます。しかし、無症状病原体保有者が、感染源となっているケースもあり、人にうつさない配慮『衛生エチケット』が新型コロナウイルス感染症の終息には重要です。

「うつされない」「うつさない」ための『免疫力の向上』と3密の回避、マスク、手洗い、うがいによる『防疫生活(衛生管理)の徹底』を行います。

防疫 環境 空気を入れ替える
感染しやすい環境を避ける

密空間を避ける! クラスターに近づかない
密着場所を避ける!

不要不急の外出をしない ヒトとの距離を空ける

自然免疫 マクロファージ(白血球)がウイルスの侵入を防ぐ

獲得免疫 マクロファージがウイルスを攻撃(細胞内免疫)

防疫 衛生 ウイルスを体内(目鼻口)に入れない! 手洗いをしよう! うがいをしよう!

STOP! CORONA

食事と一緒に摂って、しっかり免疫力アップ

免疫ビタミンLPS(高配合)カラダを守るマクロ元気

マクロ元気 乳酸菌 1250億プラス

1粒にヨーグルト約12倍分の乳酸菌

30粒 2,400円、60粒 4,500円、90粒 6,300円、120粒 8,000円

30粒 3,600円、2箱(60粒)7,000円

表示例：自社ウェブサイト

LPSは、こんな人にオススメ!
LPSは、マクロファージを活性化し免疫力を高めます。だから、こんな方におススメします。

景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

・自社ウェブサイト、並びに「楽天市場」及び「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトにおいて、「LPSは、マクロファージを活性化し免疫力を高めます。だから、こんな方におススメします。」「風邪をひきやすい」「花粉症の季節が辛い」等と表示することにより、

・自社商品同梱チラシにおいて、「『免疫』と『防疫』で、感染症対策!」、「免疫 防疫 LPS macrogenki」、「STOP! CORONA」、「食事と一緒に 摂って、しっかり免疫力アップ」、「免疫力アップで ウィルスに 負けない!」等と表示することにより、

あたかも、本件2商品を摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。

自社ウェブサイトにおいて、「※『免責事項』上記はお客様個人の感想であり、効果効能を保証するものではありません。」と表示していたが、同表示は、一般消費者が上記の表示から受ける本件2商品の効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 8

ティーライフ株式会社に対する措置命令

〈令和3年3月23日公表〉

表示例：株式会社ベルーナの商品に同梱して配布した冊子



ティーライフ株式会社は、株式会社ベルーナが通信販売の方法により販売する商品に同梱して配布した冊子において、「中年太り解決読本」と題し、体型が異なる2名の人物のイラストと共に、「もう一度、あの頃のスリムな私に!」、飲料の入ったティーカップの画像と共に、「漫画でわかる! 日本一*売れている中年太りサポート茶とは!?」及び「2年半で-43kg!! その方法を公開中!」等と表示するなど、あたかも、本件商品を摂取することにより、本件商品に含まれる成分の作用による著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

- 本件表示物において、「※適度な運動と食事制限を取り入れた結果であり実感されない方もいらっしゃる。」等と表示していたが、当該表示は、一般消費者が本件表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。
- 本件表示物において、当該表示に記載の人物が、本件商品を摂取することにより、著しい痩身効果が得られたとする体験談を記載していたが、当該体験談は、本件商品を摂取したことによるものではなかった。

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 9

水素水生成器の販売・レンタルサービスの提供事業者4社に対する措置命令

〈令和3年3月30日公表〉

表示例

(株式会社ドクターズチョイスのウェブサイト)



株式会社ドクターズチョイスは、「水素水とは水素分子が水溶け込んでいる水のことを言います。この水素の大きな効果として活性酸素を取り除くということが挙げられます。」「悪玉活性酸素は酸化力が非常に強力で、細胞を無差別に攻撃してしまうため老化や癌などの様々な病気の原因になると言われています。」等と表示することにより、あたかも、本件商品で生成された水素水を摂取することにより、体内の悪玉活性酸素が排除され、老化防止効果、がんなどの様々な疾病の予防効果、シミやくすみを改善する美肌効果及び筋肉疲労軽減効果が得られるかのように示す表示をしていた。

表示例

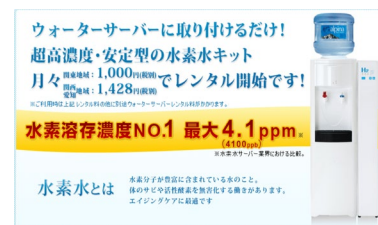
(株式会社シンアイ産業のウェブサイト)



株式会社シンアイ産業は、「水素は体内に入ると、活性酸素と結合して中和（還元）し、体内の活性酸素を効果的に素早く消去してくれる効果があるといわれており、疲労や、老化、肌荒れの原因である錆を中和してくれます。」等と表示することにより、あたかも、本件商品で生成された水素水を摂取することにより、体内の活性酸素が中和され、疲労回復効果、老化防止効果、肌荒れ及びアトピー性皮膚炎の改善効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

表示例

(株式会社楽楽エージェントのウェブサイト)



株式会社アイ・ティー・ウェブジャパンは、「水素水とは」及び「水素分子が豊富に含まれている水のこと。体のサビや活性酸素を無害化する働きがあります。」「活性酸素が肌のたるみやしみ・しわといった老化の大敵であることは、研究によらずに判明済み。」等と表示することにより、あたかも、本件商品で生成された水素水を摂取することにより、体内の活性酸素が無害化され、肌のたるみ、シミやシワといった老化防止効果が得られるかのように示す表示をしていた。

表示例

(株式会社ナックのウェブサイト)

マジックポットとは？



株式会社ナックは、例えば、「水素水を摂取することにより、癌・パーキンソン病・リウマチ・糖尿病・皮膚疾患・脳神経疾患などといった、様々な病気になるリスクを減らしてくれるのです。」等と表示することにより、あたかも、本件商品で生成された水素水を摂取することにより、体内の活性酸素が除去され、シミやシワ等の老化の防止効果、炎症やアレルギー症状の抑制効果、脂質代謝の改善効果及びがん、糖尿病、脳神経疾患等の疾病の予防効果が得られるかのように示す表示をしていた。

→景品表示法第7条第2項の規定に基づき、4社に対し、それぞれ、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、3社から資料が提出されたが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 10

株式会社シーズコーポレーションに対する措置命令

〈令和3年5月14日公表〉

表示例：自社ウェブサイト

「シーズ糖鎖」が新成分PSを配合！
リニューアルしました!!

糖鎖+PSで脳を活性化！
認知症のリスクを軽減します。



「シーズ糖鎖」に、新成分「PS (ホスファチジルセリン)」が配合されました。
「PS」とは、大豆より抽出された大豆リン脂質です。脳神経細胞の退化を予防し、
アルツハイマー型・脳血管性認知症の症状が改善される「脳機能活性栄養素」です。
大阪市立大学医学部・尼崎中央病院にて、認知症の臨床データがあります。
糖鎖機能性食品の効果が更にパワーアップすることが期待できる成分です。

表示例：シーズコーポレーション 楽天市場店

表示例：本件商品同梱冊子

例えば、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「シーズコーポレーション 楽天市場店」と称する自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる糖鎖栄養素等が身体の細胞に作用することにより、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。

シーズコーポレーション 楽天市場店において、「糖鎖 + P S で脳を活性化！ 認知症のリスクを軽減します。」「脳神経細胞の退化を予防し、アルツハイマー型・脳血管性認知症の症状が改善される『脳機能活性栄養素』です。」「P S (ホスファチジルセリン) は様々なお悩みに効果が期待されています。」「認知症予防」「めまい」「難聴」「物忘れ・冴え」「耳鳴り」「記憶力・集中力」「発達障害」「意欲向上」等と表示し、本件商品同梱冊子において、「さまざまな症状に・糖鎖栄養素」と題し、「・ガン」「・アレルギー症・花粉症」「・喘息」「・糖尿病」「・老化」「・アルツハイマー病」「・認知症」「・関節リウマチ」「・不妊症」「・高血圧」「・脂質異常症」「・精神疾患」「・肝機能障害」「・感染症」「・膠原病」「・甲状腺障害」「・胃潰瘍 他。」等と表示

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものは認められないものであった。

※本件商品に関しては、食品表示法第4条第1項に規定する食品表示基準に違反する表示が認められたことから、同社に対し、令和3年5月13日、同法第6条第1項の規定に基づく指示を行っている。



〈優良誤認表示〉最近の違反事例 1 1

株式会社ハウワイに対する措置命令及び課徴金納付命令

〈措置命令：令和3年6月3日公表／課徴金納付命令：令和4年3月29日公表〉

商品名

エターナルアイラッシュ（まつ毛美容液）

表示例（エターナルアイラッシュ）



例えば、「2週間でまつ毛が伸びる↑『エターナルアイラッシュ』の効果がすごすぎる」、「たった2週間でこんなにまつ毛が伸びてきた」、「2週間で2mm伸びる!まつ毛美容液<エターナルアイラッシュ>」等と表示

あたかも、エターナルアイラッシュを使用するだけで、当該商品に含まれる成分の作用により、著しいまつ毛の育毛効果が得られるかのように示す表示をしていた

⇒景品表示法第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

重ね発酵ハーブ茶（ダイエット茶）

表示例（重ね発酵ハーブ茶）



あたかも、普段摂取している飲料を重ね発酵ハーブ茶に替えるだけで、当該商品に含まれる成分の作用により、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた

自社ウェブサイト内に「※コメントは個人の感想です。使用感には個人差があります。」及び「※ハウワイに寄せられたお客様の声であり、効果ではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が表示から受ける当該商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

対象商品のうち、「エターナルアイラッシュ」と称する商品につき、課徴金納付命令を実施（500万円）

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 1 2

株式会社アクガレージ及びアシスト株式会社に対する措置命令

〈令和3年11月9日公表〉

【ジュエルアップと称する食品】

Instagramにおける表示例



#ジュエルアップ #jewelup #バストアップ #バストケア #ボディケア #育乳 #美乳 #美容 #女子力アップ #マシュマロボディ #美ボディ #サプリメント #バストアップサプリ #バストサプリ #バストアップ効果 #バストアップしたい #魅力アップ #胸大きく #bustup #bustcare #bodycare

アフィリエイトサイトにおける表示例

『バスト育ちすぎてヤバイ!?』バストアップ&美容ケアのW効果で簡単に巨乳メリハリボディになる裏技解禁!



巨乳になっちゃう!?

【モテアンジュと称する食品】

アフィリエイトサイトにおける表示例



こんな高額使わなくても、もっと簡単にバストアップできる方法が最近解禁されたんです!

【モテアンジュ】



胸育ちすぎて…今は控えています(笑)

32歳 宮村麗香さん Aカップ→Eカップ



あたかも、本件2商品を摂取することで、豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、株式会社アクガレージ及びアシスト株式会社に対し、それぞれ、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、両社は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 13

株式会社シーズ・ラボに対する措置命令

〈令和3年11月24日公表〉

表示例：自社ウェブサイト

「痩せたいけれど我慢したくない!」あなたのために!
クリニカルサロン
「シーズ・ラボ」独自開発

食事の気になる
カロリーを **速攻**
カット!!

脂っこい料理 甘〜いスイーツ

食べ過ぎても
なかったことに!

糖質カット 脂質カット 脂肪燃焼 お通じすっきり

フォーディー
4D

ダイエットサプリ

自社ウェブサイトにおいて、
「『痩せたいけれど我慢したくない!』あなたのために! クリニカルサロン『シーズ・ラボ』独自開発」、「食事の気になるカロリーを速攻カット!!」、「脂っこい料理 甘〜いスイーツ 食べ過ぎてもなかったことに!」、「糖質カット 脂質カット 脂肪燃焼 お通じすっきり」、「フォーディー 4D ダイエットサプリ」等と表示することにより、
あたかも、本件商品を摂取すれば、本件商品に含まれる成分の作用により、食事から摂取したカロリーの吸収が直ちに著しく阻害されることによつて、体重増加が阻止される効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

〈優良誤認表示〉最近の違反事例 1 4

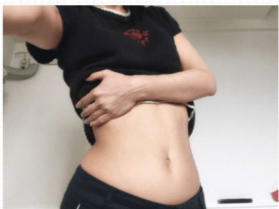
株式会社W-ENDLESSに対する措置命令

〈令和4年4月5日公表〉

「beauty award」と称する自社が運営するウェブサイトにおいて、「Dr. 味噌汁」と称する食品について、あたかも、当該食品を摂取するだけで、当該食品に含まれる成分の作用により、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

〈表示例〉

コロナ生活でだらしのない体…は昔の話！ 実録【モテる体型の作り方】を試したら1ヶ月で驚きの結果が！？



CMやモデルなど幅広く活動されているモデル女性が試していた**美容DIYになる方法が凄すぎる！**と話題になっているのを知っていますか？
僕は今年、コロナウイルスのせいで自粛生活をずっとやり続けてしまっていたせいで彼女にフラれてしまいました…
「そんな体型じゃ嫌にいくない」
完全に諦めた体型になってしま、ズボンにどっぴりとお尻が…
まじでやばいぞよね (泣)



半年前までは60キロだったのに、いまではこんな姿に…

「コロナ生活でだらしのない体…は昔の話！ 実録【モテる体型の作り方】を試したら1ヶ月で驚きの結果が！？」

「それは今までは全く違う、“我慢しない”ボディメイク法で、『これだ！』と思って試してみることに。辛い食事制限や運動ではダメだった僕も、その方法を試してみると…」

「いいカラダじゃん。自分でもほれぼれしてしまうくらいです！（笑）その方法を試し始めて数ヶ月たちましたが、明らかに周りの対応が違うんです。『ステキですね』『ジムでも通ったの？』というんな人に言われましたが、違うんです！！ ★無理な食事制限ナシ★ ★辛い運動ナシ★ それだけ？ と思いますよね。それだけなんです！」

それは今までは全く違う、“我慢しない”ボディメイク法で、「これだ！」と思って試してみることに。
辛い食事制限や運動ではダメだった僕も、
その方法を試してみると…



いいカラダじゃん。

自分でもほれぼれしてしまうくらいです！（笑）
その方法を試し始めて数ヶ月たちましたが、明らかに周りの対応が違うんです。
「ステキですね」
「ジムでも通ったの？」
というんな人に言われましたが、違うんです！！

★無理な食事制限ナシ★
★辛い運動ナシ★

それだけ？
と思いますよね。それだけなんです！

無理せず、美味しくボディメイク

そこで、何度も試行錯誤して作られたのが…

Dr.味噌汁



公式サイト：miso_shiru

まさかの最速で届きました。

⇒ 景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。